

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、止むを得ない。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成24年4月13日（平成24年4月13日受付）

請 求 内 容：平成19年4月1日から平成21年3月31日に行われた生徒指導推進委員会と生徒指導小中高連携会議の全ての議事会録

実施機関の処分：平成24年4月25日付名教学教第307号（不存在決定）

3 異議申立て理由

生徒指導推進委員会では、当番の書記が記録し、名張市教育委員会がその会議録を保管することになっている。第6回会議録がないことに納得できないため不存在決定処分の取り消しを求める。

4 審査会の判断

（1）基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

（2）本決定について

当審査会が実施機関に聴取を行うとともに実施機関に対し当時の教育委員会学校教育室生徒指導担当者、教育委員会学校教育室長等に再調査をする旨依頼をした。その結果、事項書の電子データが見つかった旨、当審査会に報告があったが、公文書公開請求のあった第6回会議録に該当するものは見つからなかったとのことであり、実施機関の不存在決定は止むを得ないものと判断する。

したがって、実施機関の行った決定は妥当といわざるをえない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

5 審査会の意見

実施機関の文書管理は、名張市教育委員会事務局組織及び処務規則で定められた管理を行っていなかったことから、異議申立人の請求に係る文書の決裁その他事務処理の経緯が不明確となっている。実施機関は、市民に対する説明責任の観点からも、名張市教育委員会事務局組織及び処務規則その他の規定に従い、今後文書管理を徹底されたい。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 5月 7日	諮問書受理
平成24年 6月18日	第53回名張市情報公開審査会 審査
平成24年 6月28日	異議申立人へ審査会出席希望者名簿の提出依頼
平成24年 7月 3日	異議申立人から審査会出席希望者名簿の提出
平成24年 8月 7日	第54回名張市情報公開審査会 審査 異議申立人からの意見聴取
平成24年 9月11日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年 9月24日	第55回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成24年10月 3日	実施機関からの再調査報告書提出
平成24年10月30日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年11月19日	第56回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成24年12月3日	実施機関から再々調査報告書提出
平成24年12月12日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年 1月21日	第57回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 2月 4日	第58回名張市情報公開審査会 答申

7 審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	筒井 琢磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前田 定孝	三重大学人文学部准教授
委員	大塚 耕二	三重弁護士会 弁護士
委員	三宅 裕一郎	三重短期大学法経科准教授
委員	國富 静代	名張市人権擁護委員